

(H3) 「土木学会映画コンクール」に関する規程

（平成19年1月19日 制 定
平成23年11月18日 一部改正）

（総則）

第1条 「土木学会映画コンクール」を実施し、優れた映像作品を顕彰することについて定める。

（目的）

第2条 広く社会に対して社会基盤整備、土木技術、土木技術者の紹介を行い、それらに対する理解を深め、あるいは感銘を与え、また関心を高めることにより、社会基盤の適正な整備の推進、土木技術の発達、土木技術者の資質と社会的評価の向上並びに良質な教材開発に資する、優れた映像作品を顕彰することを目的とする。

（委員会）

第3条 賞を授与するため、映画コンクール審査委員会をおく。

2 委員会は映画コンクール入賞作品の選考を行う。

（映画コンクールの実施）

第4条 映画コンクールは、原則として2年毎に1回実施する。その細目については土木学会誌および土木学会ホームページをもって公告する。

（映画コンクール入賞作品の決定、表彰の時期、方法）

第5条 映画コンクールにおける入賞作品の決定は、映画コンクール審査委員会の議を経て、理事会が行う。

2 表彰はコンクール開催年度の定時総会において賞牌、賞状等を授与する。

（規程の変更）

第6条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成19年1月19日 理事会議決） この規程は、平成19年1月19日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。